

平成28年熊本地震に係る 雇用調整助成金の特例措置期間終了について

特例措置を利用できる事業主は、雇用調整助成金の対象期間の初日が平成28年10月13日までの間にあるものに限りです

平成28年熊本地震発生に伴う経済上の理由により急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対する、これまでの雇用調整助成金の特例措置

生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮
平成28年熊本地震発生時において、起業後1年未満の事業主についても助成対象休業を実施した場合の助成率の引き上げ¹
支給限度日数の延長¹
新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続された期間が6か月未満でも対象とする
過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする
イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する

1 については九州各県内の事業所に限りです

雇用調整助成金とは、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等により労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当などの一部を助成する制度です。

雇用調整助成金について、特例措置を含め詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122507.html>

